

## 【和歌山県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>(大雨の特別警報(地面現象を含む)発表基準に関して)</p> <p>特別警報は「重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に発表されるものであり、「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧」といった規模のみを根拠に早期に発表することは、「重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」、即ち避難指示を発令するに足る状況とは異なるため、本来の特別警報の趣旨には合わないと考え。「数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合」にのみ発表すべき。</p> <p>「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合には、別途事前に警戒を呼びかけるべき。</p> <p>このように発表基準が2種類あることによる問題点は下記のとおりである。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の大雨の特別警報発表基準に2種類の基準が混同しており、発表内容によっては住民が行うべき避難行動が異なるため、住民が混乱する。</li> <li>・2種類の基準での発表により、市町村での避難勧告等の発令区分が異なるため、市町村長が混乱する。</li> <li>・事前の発表により地域によっては空振りとなる可能性が高いことから、特別警報の信頼度の低下につながる。</li> </ul>	<p>「伊勢湾台風」級の台風や温帯低気圧が接近・影響するような状況下では、大雨、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)、波浪、高潮などの災害が同時に発生しうるものとなります。このため、個々の現象ごとに、特別警報と(特別警報でない)警報とを分けて発表するのではなく、各現象全ての警報を特別警報として発表することで、様々な種類の災害が発生しうる危機的状況であることを伝えるという趣旨で、大雨特別警報の基準に低気圧の指標も加えています。また、こうした台風等の襲来時には大雨を伴うことが一般的であり、また、暴風が吹いている状況下での避難は極めて危険なため、早めの対応が不可欠と考えています。</p> <p>なお、発表対象となる市町村で混乱等が発生しないよう、台風接近に伴う事前の呼びかけ等は十分に行っていきたいと考えています。</p>
<p>(暴風・高潮・波浪の特別警報発表基準)</p> <p>特別警報は「重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に発表されるものであるが、「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧」といった規模のみでどの程度の災害になるか不明確である。</p>	<p>低気圧を指標とする特別警報については、伊勢湾台風級(中心気圧930hPa以下、風速50メートル以上)に対して発表することを考えており、これに該当する過去事例を確認する等により、想定される状況をイメージしていただけるよう、説明や周知に努めることとしています。</p>
<p>特別警報は「重大な災害が起こるおそれが著しく大きい地域」に限定して発表することとし、安易に県全域等広域に発表するなどの運用はすべきではないこと。また、合併等により面積の広い市町村については、旧市町村単位等より細分化して発表すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報を発表する規模の現象になった場合には、県内に警報が発表されている市町村が全て警報に切り替わる。</li> <li>・注意報が発表されている市町村においても、警報基準を超過した段階で特別警報が発表されることになる。</li> <li>・平成23年台風第12号の事例によるシミュレーション結果では、9月3日の12時頃に県内全域に大雨の特別警報が発表されることとなると聞いている。このような運用では、「重大な災害が起こるおそれが著しく大きくない地域」にも特別警報が発表されることとなるため、特別警報の趣旨と異なる。</li> </ul>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっている想定していることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行います。今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。</p>
<p>特別警報が運用されることで既存の警報に対する警戒の認識が低下し、警報が軽視されることも考えられるため、特別警報の運用に当たっては十分考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報が導入されることで警報・注意報の警戒度が相対的に低下する。</li> <li>・特別警報が「重大な災害が起こるおそれが著しく高くはない」にもかかわらず発表されることになれば、特別警報に警戒せず、避難しなくなる。警報ならばなおさらである。</li> <li>・数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧が接近するなどして事前に特別警報が発表されることで、空振りが多くなれば、特別警報に対する信頼度が低下する。</li> </ul>	<p>警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに 警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更がない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視につながらないように配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいります。</p>

## 【和歌山県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>洪水の特別警報を設けること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大雨の特別警報が発表され、解除された場合にもかかわらず、依然、洪水により「重大な災害が起こるおそれが著しく大きい」状況である場合、洪水に関しては「数十年に一度の洪水」を示す警報等ではなく、従来からの洪水警報、指定河川洪水警報しかないため、洪水の危険性も低下したと誤った認識を与えてしまう。</li><li>・洪水の特別警報があると、大雨の特別警報が解除された後、なお洪水の危険性がある場合に対応できる。</li></ul>	<p>洪水の流況は、治水施設の整備状況やその操作により大きく変わるものであり、また、洪水の予報については雨量等の気象現象に加え、治水施設の整備状況やその操作、河川の形状等も踏まえ総合的に把握して行うことが必要です。このため、洪水により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合においても、気象庁と国土交通省または都道府県とが共同で、指定河川においては洪水予報を、水位情報周知河川においては水位情報の一般周知を各々適切に実施することとしています。</p> <p>こうしたことから、洪水については特別警報を行わないこととしておりますので、指定河川洪水予報や水位情報周知河川の水位の状況に応じた防災対応をとっていただきたいと思います。</p>